

[事案 2020-156] 就業不能給付金支払請求

・令和3年4月26日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人の虚偽の説明もしくは説明義務違反を理由に、就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年11月から自宅安静が必要となり、就業不能状態となったため、平成24年10月に契約した収入保障保険にもとづき、就業不能給付金の請求について保険会社に問い合わせたところ、給付金の支払対象外と回答された。しかし、以下の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。

(1)募集人からは、「病気で入院したり会社を辞めたときに保障する保険」と説明を受けて本契約を締結しており、現在自分はその状態にある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)申立人が保有している設計書には、本契約の保障内容として、死亡と高度障害の保障が記載されている。

(2)遺族年金受取人として申立人の子が記載され、意向確認書には死亡時の保障にチェックがされているなど、就業（就労）不能に対する保障を求めていたという主張と一致しない。

(3)当社が「就労不能保障特約」を発売したのは本契約申込時より後であり、本契約の募集資料には就労不能保障に関する記載はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の就業不能状態は、本契約のいずれの保障の支払要件にも該当せず、申立人の主張する、募集人の「病気で入院したり会社を辞めたときに保障する保険」との説明に関し、虚偽の説明もしくは説明義務違反という事実を認定するためには、裁判所における証人尋問のように偽証罪を前提として宣誓の上、反対尋問権が保障された証言という厳密な証拠調べ手続が必要であり、また、単に誤った説明で契約をしたというのみならず、もし適切な説明を受けていれば、適切な保険契約に加入し、給付を受けられた高度の蓋然性が存在することの立証も必要であり、当審査会では事実認定が困難であることから、裁定手続を打ち切ることとした。